景品規約の概要

- 1.一般消費者(農家)に対して提供する景品類
 - (1) 「懸賞景品」・「総付景品」については以下の限度額の範囲内とすること (規約3条)

取 労 見 口	提供できる景品の最高額及び総額		
懸 賞 景 品		景品の限度額	
	取引価額	(, 両方の限度内でなければならない。)	
		最高額	総額
	5,000 円未満	取引価額の 20 倍	キャマ学級額の10/
	5,000 円以上	10 万円	売上予定総額の2%

総 付 景 品	提供できる景品の最高額		
	取引価額	景品の限度額	
	1,000 円未満	200 円	
	1,000 円以上	取引価額の 20%	

▶ 展示·実演会の来会者に対する景品(弁当·帽子·記念品等)は合計で3,000円以内

(2)「宿泊招待・優待旅行」への従業員等の同伴・参加の禁止(施行規則4条)

事業者が「懸賞景品」又は「総付景品」として「宿泊招待・優待旅行」を提供する場合には、その提供に係る宿泊旅行へ役員・従業員を同伴・参加させないこと(安全技術研修会及び展示・実演会に際しての従業員等の同伴・参加を除く。)

(3) 農作業事故防止安全技術研修会及び展示・実演会の届出 (施行規則 3 条 1 項・2 項)

安全技術研修会及び展示・実演会については、

バスを用いて日帰りで行う場合

日帰りでの参加・来会が困難な者に対して宿泊を提供して行う場合

とも、事前に支部協議会を通じて本部協議会に届け出ること

*届け出て実施する安全技術研修会及び展示・実演会については、事業者が負担するバス送迎、宿泊及び研修のための費用は景品類(総付景品)としての規制を受けない。

2.販売事業者に対して提供する景品類 (規約4条)

懸賞により提供する場合	懸賞景品の範囲内
懸賞によらないで提供する場合	正常な商慣習に照らして不当な利益を以って誘引してはならない。